

MIEKEN KIHO-CHO

紀宝町定住促進のための 町有地分譲地

紀宝町では、本町における定住を促進し、地域の活性化を図るため、本町が所有する土地を分譲いたします。

購入に際して、条件等がございますので、よくご確認のうえ、お申込みください。
所在地など、詳しくは紀宝町役場企画調整課までお問合せください。

分譲地一覧 (令和2年7月1日～2次募集)

区画番号	所在地	海拔	面積	分譲価格
区画①	鵜殿1289番地54	約4.5m	112.13㎡(約33坪)	1,817,852円
区画③	鵜殿2196番地21	約22.7m	201.59㎡(約60坪)	7,927,527円
区画④	鵜殿2196番地22		201.68㎡(約61坪)	7,320,984円
区画⑤	鵜殿2196番地24		● 237.83㎡(約71坪)	6,474,922円
区画⑥	鵜殿2196番地25		174.44㎡(約52坪)	5,804,491円
区画⑧	鵜殿2192番地20		約22.8m	184.93㎡(約55坪)
区画⑨	鵜殿2192番地21	198.44㎡(約60坪)		7,203,372円
区画⑪	鵜殿2192番地31	186.27㎡(約56坪)		6,761,601円
区画⑫	鵜殿2192番地32	185.02㎡(約55坪)		6,156,541円
区画⑬	鵜殿2192番地33	182.15㎡(約55坪)		6,061,041円
区画⑮	鵜殿2067番地 1	約26.6m		● 341.28㎡(約103坪)
区画⑯	鵜殿2067番地 9		● 321.88㎡(約97坪)	5,461,982円
区画⑰	井田1899番地19	約7.4m	299.12㎡(約90坪)	4,985,134円
区画⑳	①成川62番地 1	約3.3m	※ 約241.92㎡(約73坪)	4,031,839円
区画㉑	②成川62番地 1		※ 約241.92㎡(約73坪)	4,031,839円
区画㉒	井内239番地 3	約11m	約291㎡(約88坪)	1,537,935円

※印の付いた区画は、参考面積となります。 ●印の付いた区画は建築に制限があります。

R3.5.7時点



MIEKEN KIHO-CHO

紀宝町定住促進のための 町有地分譲地

(令和2年7月1日～2次募集)

特記事項

- ・区画番号⑤、⑬、⑭は、分譲地等について協議が必要です。
- ・譲受人は、契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。あらかじめご了承ください。

譲受人の資格～次の全ての資格を満たす必要があります～

- ① 自らの住宅を建築するための宅地を必要としていること。
- ② 譲受人及びその同居しようとする者が市町村民税を滞納していないこと。
- ③ 下記【契約・代金の支払い・手数料】に記載の日に譲渡価格等の支払が確実にできること。
- ④ 譲受人、及び現に同居し、または同居しようとする者が、暴力団関係等の反社会的行動を行う団体の構成員及び暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと。

契約・代金の支払・手数料

- ・分譲決定日から1ヵ月以内に契約及び手付金として分譲価格の1割の納入を同時に行っていただき、原則3ヶ月以内に残金を納入いただきます。
- ・契約や登記の際にかかる手数料につきましては、ご負担いただきます。

申込方法

宅地分譲申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、役場企画調整課までご提出ください。

- ① 住宅に居住しようとする全ての者の住民票
- ② 代理人の場合は委任状（様式第2号）
- ③ 申込者及び同居しようとする者の市町村民税にかかる納税証明書または非課税証明書（中学生・高校生を除く満15歳以上の者）
- ④ 確約書（様式第3号）

- ※ 様式1～3は企画調整課に備え付けている用紙、または町ホームページよりダウンロードのうえ印刷してご利用ください。
- ※ 分譲は、特別な事情がある場合を除き、1世帯1区画とします。
- ※ 申込みの際、内容について聞き取り等によるご確認をさせていただきます。

分譲の条件～次の全ての条件を満たす必要があります～

- ① 分譲地を、譲受人自らが居住する専用住宅または併用住宅（住宅の用途と店舗、事務所もしくは倉庫等の事業の用途の、両方の用途に供される建物）の建物用地として使用し、それ以外の目的に使用しないこと。
- ② 分譲地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建設に着手し、かつ、分譲地の引渡しを受けた日から3年以内に住宅を完成させること。
- ③ 分譲地の売買契約上の地位を第三者に譲渡しないこと。
- ④ 住宅完成後、分譲地に住民票を移し、速やかに自ら居住すること。
- ⑤ 分譲地の引き渡しを受けた日から5年間は、分譲地を第三者に貸与または譲渡しないこと。
- ⑥ 住宅の建築に際しては、町営浄化槽の設置を承諾すること。
- ⑦ 住宅の建築に際しては、地元業者へ優先的に発注すること。
- ⑧ 自治会へ加入し、その活動に積極的に参加すること。

譲受人の選定方法

- ・申込を受け付けた方について、資格審査を行い、分譲を決定いたします。

申込受付期間・場所

【受付期間】

令和2年7月1日（水）～ （随時受付）
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

【場所】

紀宝町役場企画調整課窓口
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

※電話による申込み受付はできません。

お問い合わせ

紀宝町役場企画調整課
（三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地）
TEL 0735-33-0334
FAX 0735-32-1102

紀宝町町有地分譲HP →

